

## こころの健康問題研修会

年々増加しているこころの病気は誰もがわかるおそれがあります。

本人や家族、周囲の人が病気や障がいについて理解し、対応を考えることで状況を改善できる可能性があります。

この研修会は、こころの病気について正しく理解し、誰もが住み慣れた地域で安心して過ごすことができるために何ができるのか一緒に考えるための研修会です。申込みは不要です。

誘いあわせの上気軽に参加ください。

**日時** 3月16日(金)  
午後2時～3時30分  
(午後1時30分～受付)

**場所** ほのぼの ひだまりホール

**内容** 講演

「誰にでも起こりうるこころの病気を知らう  
～地域で安心して暮らせるために～」

**講師** 金山 千夜子 氏  
出雲医療看護専門学校  
非常勤講師

**【問合せ先】** 智頭町保健センター福祉課保健師  
☎ 75-4101

## とっとり若者サポートステーション

「働きたい!」「働き続ける!」「働くのではなく働けるようになりたい!」

そんな若者を、就職に向けての個別相談やグループワーク、職場体験などを行って、支援しています。まずはご連絡を!

※相談は無料です。

**支援対象者**

15～39歳の若年無業者とそのご家族

**開所時間** 月曜日～土曜日  
午前10時～午後6時

**所在地**

鳥取市扇町7 鳥取フコク生命駅前ビル1F

**【問合せ先】** ☎ 0857-21-4140

# こころの健康情報

## 毎年3月は自殺対策強化月間です

自死※1は社会問題や人間関係などが複雑に絡み引き起こされると考えられます。

自死をはかろうとする人は、問題をひとりで抱え込み、「死ぬしかない」と思いつめてしまいます。「本当はもっと生きていたい」「死にたくない」という思いが根底にあったとしてもです。

その背景には、うつ病、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症などの精神疾患の問題もあります。

長い人生において、死んでしまいたくなるほどの問題に直面することは誰にでもありうることです。問題が深刻化する前に、早めに助けを求めることが自死にいたらないための第一歩です。

また、自死をはかる人は「死ぬこと」以外の解決策を見出せない特殊な心理状態になっています。そこから自らの力で抜け出すことは困難です。周囲の人が身近なこととしてできることは、家族や友達、同僚など身近な人の異変を見過ごさないようにすることです。「どうしたの?」と声をかけてください。相手の気持ちを尊重しながら、話に耳を傾けましょう。じっくり話を聞いてもらい、肯定的に理解してもらうだけで気持ちは和らぎます。その後、必要であれば専門の相談機関や医療機関等専門家につなげましょう。

※1 鳥取県では、法律名等一部の用語を除き、「自殺」という言葉に代えて「自死」という言葉を用いています。

**【問合せ先】** 保健センター福祉課 保健師  
☎ 75-4101

## 固定資産税の縦覧・閲覧について

### 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地または家屋の納税者は、その評価額等を記載した「縦覧帳簿」を見て、自分が所有する土地または家屋の価格と周辺の土地または家屋の価格を比較し、その評価が適正であるかどうか確認できます。

#### ○縦覧できる人

- ・町内の土地または家屋の納税者  
(資産を所有していても免税点未満等の理由により固定資産税が課税されていない人は縦覧できません。)
- ・納税者の同居の家族、相続人、納税管理人  
※平成30年1月2日以降に所有者となった人は縦覧できません。

#### ○縦覧できる項目

- ・土地：所在地、地目、地積、評価額
- ・家屋：所在地、種類、構造、床面積、評価額等

### 固定資産課税台帳の閲覧

固定資産の所有者(納税義務者)は自分が所有する固定資産について、固定資産課税台帳を閲覧することができます。

#### ○閲覧できる人

- ・土地、家屋または償却資産の所有者
- ・所有者の同居の家族、相続人、納税管理人

#### ○閲覧できる事項

- ・土地：所在地、登記地目、課税地目、地積、評価額、課税標準額等
- ・家屋：所在地、種類、構造、床面積、価格、課税標準額等

**場所** 智頭町役場 税務住民課

**期間** 4月2日(月)～5月31日(木)  
午前8時30分～午後5時15分  
(土、日、祝祭日を除く)

**料金** 期間中無料

**必要なもの** 本人確認ができるもの  
(免許証、健康保険証など)

※別居の家族、代理人は委任状が必要です。

**【問合せ先】** 役場税務住民課 米井・西村

☎75-4117

## ピンクリボンの会へのお誘い

ピンクリボンの会は、乳がんを経験された人が1人で悩まず、同じ経験をされた人と話ができる場所を作りたいという町民の思いでできました。

同じ病気を経験したからこそ分かち合えること、話せることがきっとあると思います。話をすることで、気持ちが楽になることも多いです。

2か月に1回、奇数月に開催しています。初めて参加される時は勇気がいるかもしれませんが、町民主体の会ですので気軽に参加ください。申し込みは不要です。



#### 【3月のピンクリボンの会】

**日時** 3月26日(月)  
午前10時～12時頃

**場所** ほのぼの 介護指導室

**【問合せ先】** 保健センター福祉課

☎75-4101

## 4月1日から土地台帳の 閲覧を廃止します

本町では、これまで住民サービスの一環として、土地台帳の閲覧を行ってききましたが、個人情報保護等により、4月1日(日)から廃止します。

今後の閲覧につきましては、鳥取地方法務局(所在地 鳥取市東町2丁目302番地・☎0857-22-2191)で行っていただきますようお願いいたします。

なお、地方税法の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧については、引き続き行います。

**【問合せ先】** 税務住民課 ☎75-4117